

## にかほ市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドライン

### 1. 目的

にかほ市内において再生可能エネルギー利用施設（以下「施設」という。）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う事業者が、市及び住民、地権者等（以下「住民等」という。）に対して事業概要を明らかにするための手続や施設の設置等に当たり配慮すべき事項を定めることで、『にかほ市地域新エネルギービジョン』及び『にかほ市総合発展計画』による生活環境や自然環境に配慮したまちづくりをさらに推進していくために欠かすことのできない再生可能エネルギーの利用を円滑に進めるため、本ガイドラインを制定する。

### 2 定義

このガイドラインにおいて「再生可能エネルギー」とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条（平成21年8月27日政令第222号）に規定するエネルギー源を使用するものをいう。

### 3 対象施設

次に掲げる施設を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。

- ア 太陽光を利用した発電施設（10kW以上に限る。）
- イ 小水力を利用した発電施設（10kW以上に限る。）
- ウ 風力を利用した発電施設（10kW以上に限る。）
- エ 太陽熱を利用した熱利用施設（集熱器総面積100㎡以上に限る。）
- オ バイオマスを利用した発電施設及び熱利用施設（設備面積100㎡以上に限る。）
- カ その他の再生可能エネルギー利用施設（100kW以上に限る。）

### 4 対象地域

ガイドラインの対象地域は、市内全域とする。ただし、本市行政区域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインに沿った調整事項を行うよう事業者を求めるものとする。

### 5 調整事項等

施設の設置等を行う事業者は次に掲げる事項について考慮し、又は調整等を行うよう努めるものとする。

#### （1）施設の設置等に当たり配慮すべき事項

- ア 関係法令を遵守すること。

- イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- ウ 急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。
- エ 立木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し最小限にとどめること。
- オ 騒音及び振動等人の健康又は生活環境への影響を回避・低減すること。
- カ 周辺の景観や歴史的な景観に配慮すること。
- キ 事業を廃止したときは、速やかに施設を撤去すること。
- ク 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- ケ 建設等の工事による環境への影響及び工事に起因する紛争が生じた場合、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止に努めること。

#### (2) 市に対する届出及び調整

- ア 事業者は、施設の設置等に当たり配慮すべき事項に留意し、計画概要が明らかになった時点で再生可能エネルギー利用施設の設置等に係る届出書（様式1）を市に提出すること。
- イ 事業者は、(3)に規定する住民等に対して実施した説明会の議事録（様式2）を作成し、その写しを市に提出すること。
- ウ 事業者は、事業を変更または中止するときは、再生可能エネルギー利用施設の設置等変更（中止）届（様式3）を市に提出すること。この場合において、事業者は、市民に対して、変更（中止）について説明会を開催するものとする。
- エ 事業者は、設置等に着手するときは、再生可能エネルギー利用施設の設置等着手届（様式4）を市に提出すること。
- オ 事業者は、設置等が完了したときには、再生可能エネルギー利用施設の設置等完了届（様式5）を市に提出すること。  
事業者は、施設を廃止したときは、再生可能エネルギー利用施設の廃止届（様式6）を市に提出すること。

#### (3) 住民等に対する調整

- ア 事業者は、設置等の計画概要が明らかになった時点で、設置等の影響を受けると考えられる住民等に対して事業説明会を実施し計画への理解を得ること。なお、対象となる住民等の範囲は市と協議すること。
- イ 事業者は、事業説明会で住民等から出された質疑、意見等には適切に対応すること。
- ウ 事業者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告すること。

#### (4) 事業者は、設置等により周辺環境等への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずること。

### 6 市の施策への協力

- (1) 事業者は、市及び市民が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

(2) 事業者は、設置した施設等の発電量等の稼働状況について、市が求める場合には報告するよう努めるものとする。

#### 7 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

#### 8 適用

本ガイドラインは、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。